

第 25 回鳥取県弓道遠的選手権大会兼第 76 回全日本弓道遠的選手権大会県予選会 実施要項

1 期 日 令和 7 年 6 月 1 日（日）（時間は予定）

- (1) 集合完了 9 時 00 分
- (2) 受付 9 時 05 分～
- (3) 準備 9 時 10 分～
- (4) 運営打合せ 9 時 40 分～
- (5) 開 会 式 10 時 00 分～
- (6) 矢 渡 10 時 10 分～
- (7) 競技開始 10 時 30 分～

2 会 場 鳥取県立武道館 〒683-0853 米子市両三柳 3192-14

3 競技種目 遠的競技 ※（公財）全日本弓道連盟『弓道競技規則』による。

4 競技種類 個人競技・団体競技（3 人 1 チーム、男女混成可、支部外チーム編成可）。

5 競技種別

- (1) 個人競技 学生・一般の部 男女別
- (2) 団体競技 男女混成可、支部外チーム編成可

6 競技内容

- (1) 鳥取県弓道遠的選手権大会 点数制（立射・直径 100 cm 得点的）
- (2) 全日本弓道遠的選手権大会県予選会 的中制（立射・直径 100 cm 得点的 5 点以内を的中とする）

7 競技方法

(1) 鳥取県弓道遠的選手権大会

- ①個人競技 各自 12 射（得点制）男女別
- ②団体競技 1 チーム 36 射（各自 12 射得点制、四つ矢 3 立。）
- ③団体競技参加者は団体競技記録をもって個人競技記録とする。
- ④同点の場合は的中数の多い方を上位とする。同中の場合は高い得点からの的中数を順次比較し、多い方を上位とする。以上の条件が同じ場合は、1 本競射を行い、得点の多い方を上位とする。

(2) 全日本弓道遠的選手権大会県予選会

- ①個人競技 各自 12 射（的中制）男女別
- ②的中は得点的の 5 点以内を的中としてカウントする。
- ③同中の場合はすべて射詰めにて順位を決定する。的中のカウントは 5 点以内の的中とする。
- ④全日本弓道遠的選手権大会県代表者は、予選会にエントリーした男女の各種別上位 2 名を鳥取県代表とする。

※出場辞退が生じた場合に備え、全日本弓道遠的選手権大会予選エントリー者全員に順位を付け、上位者に辞退があった場合は次順位の者を順に繰り上げる。

- (3) 参加者数等の事情により、射数等の競技方法を変更する場合がある。

8 表彰等

- (1) 団体上位 3 チーム、個人上位 3 名に賞状を授与する。
- (2) 団体 1 位には優勝杯を授与する。
- (3) 全日本弓道遠的選手権大会県代表者には認定証を授与する。

9 参加資格

(1) 第 25 回鳥取県弓道遠的選手権大会

- ①令和 7 年度鳥取県弓道連盟登録会員
- ②鳥取県弓道連盟登録会員外で参加を希望する者

(2) 第 76 回全日本弓道遠的選手権大会県予選会

令和 7 年度鳥取県弓道連盟登録会員（五段以上・竹弓を使用すること）

10 参加料金

(1) 鳥取県弓道連盟登録会員 一般 500 円、大学生 300 円 当日徴収

(2) 鳥取県弓道連盟登録会員以外 一般 1,000 円、大学生 600 円 当日徴収

11 申込締切 **令和 7 年 5 月 26 日（月）必着**

12 申込方法 参加申込フォームにより申し込むか、所定の申込用紙に必要事項を記入し、下記に E-mail または FAX にて申し込むこと。

申込先 鳥取県弓道連盟事務局

〒683-0003 鳥取県米子市皆生 5 丁目 17-31-101 本田洋平方

TEL：090-4575-4295 FAX：0859-37-5361 E-mail：tottoriken@kyudo.jp

申込フォーム QR コード	申込フォームアクセス用リンク
	https://docs.google.com/forms/d/1KuQiXyFpOSoRF5UVYVkyY00pRnD05H4zaGHL2cQioX5Y/edit

13 競技の運行について 競技参加者全員が、競技の運営にあたること。

14 その他

(1) 試合の遅刻について（競技委員長の了承が必要）

①止む得ない事由により遅れる場合は、受付終了までに遅れる旨を連絡すること。

②当該者の立順に間に合えば、試合の参加を認めるものとする。

(2) 弓道衣の下に、シャツを付けることとするが、シャツは無地（色は問わない）の半袖または長袖とする（ハイネック等は禁止）。

(3) 競技中、競技往復時の事故については、参加者全員とも自己責任であり弓道連盟は責任を負わない。
（スポーツ安全保険等への加入を推奨）

(4) 個人情報の取り扱い 申込書の提出により、次の関係資料の取り扱いの旨、承諾を得たものとする。

①大会プログラムならびに関係書類、県弓連 SNS 等への記載（名前、称号・段位・結果等）

②報道機関、写真業者等の写真撮影とその掲載等については、主催者は関知しない。関係各法例を遵守する義務は、写真撮影者にあることを主張する。

(5) 申込時点で 2 名の場合は団体として認める。また、当日の欠席により、3 人が 2 人になった場合も団体として認める。また、欠席した者の代わりに個人戦のみの参加者がいた場合は、団体チームの補充要員とすることができる。

(6) 個人戦のみのエントリーは、事務局の判断で個人戦参加者同士の団体チームを編成する場合がある。

(7) 昼食は各自準備すること。